

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 21)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
一
規
則

ページ

○福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例施行規則の一部改正（第 49 号）	1
○福岡市公園条例施行規則の一部改正（第 50 号）	2
○福岡市建築基準法施行細則の一部改正（第 51 号）	2

規
則

福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 49 号

福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例施行規則（昭和 49 年福岡市規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

市内に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する法人	市内の建築物（一戸建ての専用住宅を除く。）のベランダ等における緑化（市長が別に定める基準に基づき認める緑化をいう。）に係る事業費の 2 分の 1 相当額（その額が 200,000 円を超えるときは 200,000 円）とする。ただし、これにより算定した額が 1,000 円未満で、かつ、当該額に 1 円未満の端数があるとき又は当該算定した額が 1,000 円以上で、かつ、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これらの端数を切り捨てた額とする。
市内の商業系施設（市長が別に定める基準に基づき認める	市内の商業系施設及びその敷地における緑化（市長が別に定める基準に基づき認める緑化をいう。）に係る事業費の 2 分の 1 相当額（その額が 30,000,000 円を超えるときは 30,000,000 円）

施設をいう。以下この項において同じ。)の所有者若しくは建築主又は当該施設の敷地の所有者	とする。ただし、これにより算定した額が1,000円未満で、かつ、当該額に1円未満の端数があるとき又は当該算定した額が1,000円以上で、かつ、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これらの端数を切り捨てた額とする。
---	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第50号

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

百道 1 号緑道	1 平方メートル	1 日	27円
----------	----------	-----	-----

別表第 8 アの欄中「住宅都市局公園部運営課」を「住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課」に、「住宅都市局一人一花推進部動物園」を「住宅都市みどり局一人一花推進部動物園」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（施行日前における利用の許可等）
- 公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の百道 1 号緑道の利用について、この規則による改正後の福岡市公園条例施行規則の規定の例により、行為の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

福岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第51号

福岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡市建築基準法施行細則（昭和46年福岡市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第87条の 4 第 1 項」を「第87条の 4」に改め、「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加える。

第6条及び第6条の2中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第6条の3中「(法)」を「又は法第18条第4項(これらの規定を法)」に、「第87条の4第1項」を「第87条の4」に改める。

第7条第1項及び第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第7条の2第2項第2号中「第18条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第15条の4第1項及び第2項並びに別記様式第1号から様式第3号まで(様式第2号の2を除く。)の規定中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市建築基準法施行細則別記様式第1号から様式第3号の4まで(様式第2号の2を除く。)の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

